

參考資料

語句の説明

災害時要援護者

平成25年に災害対策基本法が改正されるまで一般的に使われていた言葉で、改定前の尼崎市地域防災計画においては、「要介護者(災害時要援護者)」とし、在宅で生活を営む障害者、高齢者、病弱者等と定義していましたが、現在の災害対策基本法では、「災害時要援護者」に代わり「**要配慮者**」と「**避難行動要支援者**」に分類し使用しています。

なお、尼崎市においては、従前から使用し、使い慣れた「災害時要援護者」という言葉を引き続き使用することとし、「**要配慮者(災害時要援護者)**」として整理、使用しています。

要配慮者(災害時要援護者)

災害対策基本法第8条において、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されています。

なお、尼崎市においては、尼崎市地域防災計画及びこの指針において、対象範囲を定めています。(第2章P6参照のこと)

避難行動要支援者

災害対策基本法第49条の10において、「要配慮者(災害時要援護者)のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」と定義されています。

なお、尼崎市においては、この指針において対象範囲を定めています。(第2章P6参照のこと)

要配慮者(災害時要援護者)リスト

市で保有している情報を基に「要配慮者(災害時要援護者)」と定義される人が登載された一覧です。(状況によって手助けが必要となる方を含む。)

大規模災害発生時や発生の恐れがある時に安否確認等に活用します。

避難行動要支援者名簿(台帳)

「要配慮者(災害時要援護者)」リストを基に、本人の同意(了承)を得られた人で作成した「避難行動要支援者」の基礎情報の名簿(台帳)です。災害に備えてあらかじめ市と避難支援等関係者が所有し、地域における日頃からの顔の見える関係づくり及び避難支援等に活用します。

地域

尼崎市における各地域での防災活動は、尼崎市社会福祉協議会(自主防災会を含む)、自主防災組織(自主防災会を除く自治会、町会等)、民生児童委員等が中心となって地域住民とともに担っているため、この指針においての「地域」という言葉は、尼崎市社会福祉協議会、自主防災組織、民生児童委員を**主に**指すこととします。

避難支援等関係者

災害対策基本法第49条の11第2項において、「消防機関、都道府県警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者」と定義されています。

手上げ方式

市が把握している「要配慮者(災害時要援護者)」情報を基に、災害時等の支援が必要かどうかの意思を確認し、支援が必要な「要配慮者(災害時要援護者)」本人の同意(了承)のもと、「避難行動要支援者」名簿(台帳)への登録を行います。

高齢者等見守り安心事業

高齢者等が住みなれた地域で安心して暮らせるように、見守りを希望する高齢者等に対し、尼崎市社会福祉協議会が中心となり、社協会員や、民生児童委員、老人クラブの会員など様々な方で構成する「見守り協力員」による定期的な訪問活動及び随時の外観等からの見守り活動を行います。

社会福祉施設

主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設です。(特別養護老人ホーム、老人福祉センター、身体障害者福祉センター、保育所など)

ヘルプキット

緊急連絡先や持病などを記入する連絡票、保管しておく容器等のことで、緊急時に救急隊員等が迅速な対応ができるよう、冷蔵庫に保管しておくものです。

(原則65歳以上の希望する方に配布しています。)

緊急時用ヘルプキット この容器の中に入れておくもの



- ★緊急時用ヘルプキット(緊急連絡票)
- ★健康保険証のコピー
- ★診察券のコピー
- ★本人が確認できる写真
- ★普段服用している薬がわかるもの

避難場所・避難所

尼崎市は次のような場所を避難場所・避難所に指定しています。

指定避難場所

避難勧告及び避難指示等の発令時(災害で自宅に居られなくなったり、そのおそれがあったりするとき)に避難する場所で、公立小学校・中学校・高校及び地域総合センター、地区会館(中央・園田)、立花公民館及び園田東会館を指定しています。

(平成29年3月1日現在 78箇所)

大火災避難場所

大火災避難場所は、大地震の発生に伴う大規模な火災などの時に避難していただく安全な避難場所として、大きな公園や広場などを指定しています。

(平成29年3月1日現在 35箇所)



津波等一時避難場所

兵庫県瀬戸内沿岸に津波警報、大津波警報が発表された場合や洪水が発生し、もしくは洪水の恐れがある場合で避難勧告、避難指示が発令された場合に緊急一時的に避難できる場所です。企業や民間マンション等にも協力していただき指定しています。

なお、あくまでも緊急一時的な避難場所ですので、寝泊りすることはできません。
(平成29年3月1日現在 350箇所)



<参考>

指定条件は、以下のすべての条件を満たしているものです。

- (1) 耐震化工事が完了した建物や昭和56年以降の「新耐震基準」に合致した建物
- (2) 鉄筋コンクリート造等の建物
- (3) 3階以上に避難できるスペースがある
- (4) 24時間体制での避難が可能

福祉避難所

高齢者や障害者（児）など、災害時に配慮が必要な人（「要配慮者（災害時要援護者）」）に配慮した避難場所のことで、バリアフリーや冷暖房が完備されているなど、「要配慮者（災害時要援護者）」の利用に適した環境を確保できる施設で、総合老人福祉センター、長安寮、身体障害者福祉センター、たじかの園、あこや学園及び身体障害者デイサービスセンター及び市内特別養護老人ホーム14施設を指定しています。

なお、福祉避難所は災害時に必要に応じて開設する2次的避難所で、**基本的には最初から利用することはできません**。災害発生時は、身の安全を最優先し、まずは指定避難場所へ避難することとなっています。

また、福祉避難所は要配慮者（災害時要援護者）が優先的に利用しますので、一般の方のご利用は控えてください。

(平成29年3月1日現在 20箇所)



<参考>

指定避難場所の一部を「要配慮者（災害時要援護者）」のために区画するスペースの確保に努めるほか、社会福祉施設などの施設の一部を転用して「福祉避難所」としての指定を進めます。

避難支援Q & A

Q1 避難行動要支援者名簿はどのようなものか？ また、どのように活用するのか？

A 災害時の避難に時間がかかる人や支援を必要とする人の名簿です。

災害時の避難支援や平常時からの避難支援体制づくりに活用します。そのため本人（避難行動要支援者）の同意のもと避難支援に協力いただける皆様に名簿を提供します。

Q2 名簿の提供先はどこになるのか？ また、同意者全員分の名簿を提供するのか？

A 避難支援等関係者である(1)消防機関、(2)警察、(3)民生児童委員、(4)市町村社会福祉協議会、(5)自主防災組織、(6)その他避難支援等の実施に携わる関係者に名簿を提供していきます。消防や社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会へは同意者全員分の提供を行いますが、警察（南署・東署・北署）、民生児童委員、自主防災組織等(※)へは担当地域（区域）ごとの提供を行います。(※)自主防災組織等には、町会、自治会、管理組合、事業所等が含まれています。

Q3 名簿を提供する自主防災組織等について、どのくらいの活動範囲を考えているのか？
（連協単位か？）

A 避難訓練等の防災に関する取組を行う単位であれば、単位福祉協会（町会）やマンション管理組合等をはじめ、さらに小さな組織であっても提供の対象であると考えています

Q4 個人情報漏えいしないためにどのようなことをしているのか？

A 行政機関以外への名簿情報の提供については、守秘義務がある旨の協定等を締結します。名簿は担当する地域の支援者ごとに提供し、個人情報が無用に共有、利用されないよう指導するとともに、研修等を実施するなどし、個人情報の適正管理を図ります。

Q5 携帯電話番号の取り扱いは慎重にするべきではないか？

A 携帯電話番号については、近年固定電話の所有率が低下しており、名簿を作成する際に連絡先として記載いただいたものです。当然、避難支援関係者に提供するものとして同意をいただいているものですので、通常の固定電話と同様に取り扱ってください。

何かトラブル等が生じましたら福祉課までご連絡ください。

（福祉課 電話番号：06-6489-6348 ファックス番号：06-6489-6329）

Q6 名簿の更新時期は？

A 今後は12月頃（年1回）の更新を考えています。

Q7 名簿登載者宅への訪問を求めているのか？

A 地域で要配慮者への友愛訪問等の取組を行い、すでに把握されている方については、改めて訪問する必要はないと考えていますが、まだ状況を確認できていない方等については、基本的に訪問（顔の見える関係づくり）をお願いします。

Q8 支援体制を構築するためには、地域の誰が中心となって進めていくのか？役割分担が必要ではないか？

A 民生児童委員、町会、自治会等地域の皆様で連携・相談しながら、避難行動要支援者の支援策を検討してください。（支援体制の構築には、市も協力します。）進め方や支援策はそれぞれの地域により異なることが想定されるため、それぞれの地域に合わせてリーダーや役割分担を決めてください。

Q9 町会、自治会等の役員のみで避難支援者を確保できないと思うが、どう考えているのか？

A 避難支援者を確保していくためには、町会・自治会等の役員のみでなく、お隣さんや民生児童委員、事業者等の力が必要となります。まずは、支援を必要とする方に対して訪問等を行うことにより、どういった支援を必要としているのかを把握していただき、必要に応じて、お隣さん等にも協力をいただく旨の了解を得るなど、ご近所等の支援者確保が必要と考えています。

Q10 どのように訪問すればよいのか？

A 「日頃から顔の見える関係ができなければ、災害時の被害を軽減できないため、避難行動要支援者名簿の同意に基づき、市から名簿の提供を受けて訪問しました。」とお伝えいただき交流を図っていただきたいと考えています。

また、話をする中で家族のことや介護事業者等に関わりがあることなどがわかれば、その情報を控えていただくなど、様々な機会を通じて支援者の確認を行っていただきたいと考えています。

Q11 高齢者等見守り安心事業と同じような取組ではないか？

A 高齢者等見守り安心事業については、見守り推進員や協力員が希望する高齢者宅へ定期的な訪問等を行い、外観からの確認や本人との面談により、孤立化等を防止する事業です。今回作成した避難行動要支援者名簿を活用し、災害時の“いざという時”の避難支援につなげていくことを目的としたこの取組と日頃から顔の見える関係をつくるという点で、ほぼ同じであると考えています。しかしながら、現在の高齢者等見守り安心事業は、あくまでも孤立化・孤独死の防止を目的とし、災害時の避難支援を想定した事業ではないことから、現時点では、切り離れた取組を行っています。今後、高齢者等見守り安心事業を委託している尼崎市社会福祉協議会や、すでに事業を実施している地域と、どのような連携ができるのか協議を進めていきます。

Q12 新規の対象者への対応は？

A 名簿の更新は毎年1回を予定しています。新たに対象となられた方に対しては名簿作成及び情報提供の同意確認について、郵送での確認は行いませんが、市報等により同意・不同意の意思表示ができる旨の広報を行います。お問い合わせは、福祉課までお願いします。

（福祉課 電話番号：06-6489-6348 ファックス番号：06-6489-6329）

Q13 すでに名簿へ登録されている方から削除してほしいと言われた場合は、どうすればよいのか？

A 申出のあるご本人もしくはご家族から、福祉課へ連絡するようお願いください。

Q14 名簿登録に同意しないと回答したが、登録したいと言われた場合は、どうすればよいのか？

A 申出のあるご本人もしくはご家族から福祉課へ連絡するようお願いいたします。

Q15 昨年確認書類を郵送したが未回答であった方への対応は？

A 当面、再度（郵送）確認は行いませんが、市報等により同意・不同意の意思表示ができる旨の広報を行います。お問い合わせは、福祉課までお願いします。

Q16 名簿登録に同意しない方や未回答である方は助けないのか？

A 大規模な災害が発生した場合には、行政機関も被災する可能性が高く、行政機関のみでの避難支援は不可能です。市民、事業者等の協力をいただきながら尼崎市全体で支援体制を構築する必要があります。名簿登録に同意することで日頃からの近隣との交流による“いざという時”（地震等発生直後の津波からの避難等）の声かけなどの避難支援につながる可能性が高まりますが、同意しない方や未回答である方には、日頃からの交流による災害発生直後の支援は期待できません。そのため、自力での避難方法の確保や日頃から地域との交流（避難行動要支援者名簿への登録）を行っていただくよう、市報等により広報を行います。

Q17 名簿に登録はしているが、自力で避難が可能と思われる方への対応は？

A 名簿情報に基づき訪問し、現在は元気であるが将来的に不安であるため登録したなどの状況が確認された場合には、“いざという時”は近隣での助け合いが必要である旨をお伝えいただき、自力での避難方法の確保及び地域の交流を深めていただくよう、また、可能であれば支援する側としての協力をお願いしてください。

Q18 地域での理解を得るために、市職員に説明（研修）に来てもらいたい方がどうすればよいのか？

A 今後、講習会や研修等を実施する予定ですので市報等で案内させていただきます。また、本市が実施している市政出前講座をご活用ください。

<市政出前講座について>

- ・対象 原則として市内に在住、在勤、在学している10人以上の団体・グループ
- ・講座時間 1日1テーマとし、時間は1時間以上2時間以内とします。
- ・費用等 講師料は無料です。
(なお、会場の手配や準備、費用の負担は、利用者の皆さままでお願いします。)
- ・申込方法 原則として出前希望日の20日前までに、下記ホームページより申込書をダウンロードしていただき、各テーマの担当課に直接持参していただくか、郵送またはファックスでお申込みください。
- ・市政出前講座ホームページ

http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/si_mirai/O11demaekouza.html

指定避難場所一覧

(※色付きの場所は、津波等一時避難場所にも指定されています。)

地区	番号	名称	住所
中央	1	市立明城小学校	南城内 10 番地
	2	市立難波小学校	東難波町 4 丁目 3-40
	3	市立難波の梅小学校	東難波町 2 丁目 14-44
	4	市立竹谷小学校	北竹谷町 2 丁目 36
	5	市立成良中学校	西長洲町 2 丁目 33-22
	6	市立中央中学校	東七松町 2 丁目 5-67
	7	市立日新中学校	東七松町 2 丁目 1-44
	8	市立琴ノ浦高等学校	北城内 47-1
	9	県立尼崎高等学校	北大物町 18-1
	10	市立中央地区会館 (注1)	西御園町 93-2
小田	11	市立下坂部小学校	下坂部 1 丁目 12-1
	12	市立朝小学校	潮江 2 丁目 2-20
	13	市立長洲小学校	長洲東通 3 丁目 7-1
	14	市立清和小学校	長洲本通 1 丁目 8-1
	15	市立杭瀬小学校	杭瀬北新町 2 丁目 6-1
	16	市立浦風小学校	杭瀬南新町 4 丁目 1-34
	17	市立金楽寺小学校	金楽寺町 2 丁目 3-1
	18	市立浜小学校	浜 2 丁目 21-1
	19	市立小田中学校	西川 1 丁目 11-1
	20	市立小田北中学校	神崎町 24-1
	21	市立大成中学校	久々知西町 2 丁目 8-48
	22	県立尼崎小田高等学校	長洲中通 2 丁目 17-46
	23	県立尼崎工業高等学校・県立神崎工業高等学校	長洲中通 1 丁目 13-1
	24	市立地域総合センター神崎	神崎町 14-22
大庄	25	市立大庄小学校	大庄中通 4 丁目 43
	26	市立成文小学校	大島 2 丁目 33-1
	27	市立成徳小学校	蓬川町 311
	28	市立わかば西小学校	道意町 6 丁目 6-3
	29	市立大島小学校	稲葉荘 2 丁目 10-7
	30	市立浜田小学校	浜田町 3 丁目 110
	31	市立大庄中学校	菜切山町 37-1
	32	市立大庄北中学校	大庄北 1 丁目 8-1
	33	県立尼崎西高等学校	大島 2 丁目 34-1
	34	市立地域総合センター今北	西立花町 3 丁目 14-1
立花	35	市立立花小学校	栗山町 2 丁目 26-1
	36	市立立花南小学校	三反田町 2 丁目 16-1
	37	市立立花西小学校	南武庫之荘 3 丁目 14-9
	38	市立立花北小学校	栗山町 2 丁目 6-1
	39	市立名和小学校	名神町 3 丁目 1-51
	40	市立塚口小学校	塚口町 4 丁目 39-6
	41	市立尼崎北小学校	塚口町 6 丁目 21-1
	42	市立水堂小学校	水堂町 1 丁目 32-8
	43	市立七松小学校	南七松町 1 丁目 4-49
	44	市立立花中学校	上ノ島町 3 丁目 1-1
	45	市立塚口中学校	富松町 4 丁目 31-1
	46	市立尼崎高等学校	上ノ島町 1 丁目 38-1
	47	市立地域総合センター塚口	塚口本町 2 丁目 28-11
	48	県立尼崎北高等学校	塚口町 5 丁目 40-1
	49	市立立花公民館	塚口町 3 丁目 39-7
	50	市立地域総合センター上ノ島本館	南塚口町 8 丁目 7-25
	51	市立地域総合センター水堂本館	水堂町 2 丁目 35-1
武庫	52	市立武庫小学校	武庫元町 2 丁目 25-34
	53	市立武庫南小学校	武庫町 4 丁目 11-1
	54	市立武庫北小学校	常松 2 丁目 14-1
	55	市立武庫東小学校	武庫之荘 6 丁目 15-1
	56	市立武庫庄小学校	武庫之荘本町 3 丁目 21-1

地区	番号	名称	住所
武庫	57	市立武庫の里小学校	武庫の里 1 丁目 4-1
	58	市立武庫中学校	武庫元町 2 丁目 24-30
	59	市立南武庫之荘中学校	南武庫之荘 4 丁目 11-1
	60	市立武庫東中学校	武庫之荘 7 丁目 35-1
	61	市立常陽中学校	西昆陽 1 丁目 26-26
	62	市立地域総合センター南武庫之荘	南武庫之荘 11 丁目 6-15
	63	県立武庫荘総合高等学校	武庫之荘 8 丁目 31-1
園田	64	市立園田小学校	食満 1 丁目 1-2
	65	市立園田北小学校	猪名寺 2 丁目 4-1
	66	市立園和小学校	東園田町 4 丁目 79
	67	市立園和北小学校	田能 1 丁目 7-1
	68	市立園田東小学校	東園田町 8 丁目 7
	69	市立上坂部小学校	東塚口町 1 丁目 15-36
	70	市立小園小学校	若王寺 3 丁目 23-1
	71	市立園田南小学校	若王寺 1 丁目 1-1
	72	市立園田中学校	食満 1 丁目 1-1
	73	市立園田東中学校	東園田町 5 丁目 80
	74	市立小園中学校	小中島 2 丁目 12-27
	75	市立尼崎双星高等学校	口田中 2 丁目 8-1
	76	県立尼崎稲園高等学校	猪名寺 3 丁目 1-1
	77	市立園田地区会館	東園田町 4 丁目 12-4
	78	園田東会館	戸ノ内町 3 丁目 27-1

注1：中央体育館（サンシビック尼崎）が津波等一時避難場所として指定されています。

福祉避難所一覧（※色付きの場所は、津波等一時避難場所にも指定されています。）

地区	番号	名称	住所
中央	1	総合老人福祉センター	東難波町 4 丁目 9-25
	2	長安寮	東難波町 4 丁目 9-27
	3	ほがらか苑	東本町 4 丁目 103-11
小田	4	あまの里	下坂部 3 丁目 2-40
	5	ゆめパラティース	下坂部 3 丁目 3-1
	6	喜楽苑	長洲西通 2 丁目 8-3
	7	アマルネス・ガーデン	西長洲町 2 丁目 35-1
大庄	8	サンホームあまがさき	大庄北 3 丁目 15-1
	9	サンホーム大庄西	大島 3 丁目 9-1
立花	10	ロータス・ガーデン	栗山町 1 丁目 20-20
	11	身体障害者福祉センター（注2）	三反田町 1 丁目 1-1
	12	たじかの園	三反田町 1 丁目 1-1
	13	あこや学園	三反田町 1 丁目 1-1
	14	身体障害者デイサービスセンター	七松町 3 丁目 8-8
15	立花あまの里	水堂町 1 丁目 10-37	
武庫	16	サンフォート武庫之荘	武庫之荘 9 丁目 34-16
	17	博寿苑	武庫元町 2 丁目 23-15
園田	18	けま喜楽苑	食満 2 丁目 22-1
	19	園田苑	小中島 1 丁目 1-18
	20	春日苑	田能 5 丁目 10-25

注2：教育・障害福祉センターが津波等一時避難場所として指定されています。

福祉避難所は災害時に必要に応じて開設する2次の避難所で、基本的には最初から利用することはできません。災害発生時は、身の安全を最優先し、まずは、指定避難場所へ避難してください。

また、福祉避難所は要配慮者（災害時要援護者）が優先的に利用しますので、一般の方のご利用は控えてください。

なお、大火災避難場所や上記以外の津波等一時避難場所については、市の広報誌、ホームページ等でご確認ください。

避難行動要支援者名簿情報提供の同意確認書

尼崎市長 様

フリガナ					
氏 名					
生年月日	年	月	日	性 別	男 ・ 女
住 所	尼崎市				
避難支援等を必要とする事由	「介護保険制度の要介護状態区分」、「身体障害者手帳の等級及び障害部位」、「療育手帳の判定」、「精神障害者保健福祉手帳の等級」、「難病患者（特定医療費（指定難病）受給者等）の該当」、「65歳以上のみ世帯（住民票上の世帯）」の情報は、市で把握しているものを情報提供し、毎年度更新いたします。その他特記事項がありましたら、ご記入ください。 <div style="border: 1px solid black; height: 30px; margin-top: 5px;"></div>				
電話番号		ファックス番号			
携帯電話番号		メールアドレス			

避難行動要支援者は、避難支援等関係者である警察、消防、民生児童委員、社会福祉協議会（自主防災組織・自治会）等への情報提供に同意することにより、避難支援等関係者から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護をうけるために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、避難支援等を必要とする事由、連絡先等）を、尼崎市が定める避難支援等関係者に提供することに、

- 同意します
 理解した上で、同意しません

必ずどちらか一方に、「✓」を入れてください

同意確認書を書いた日付の記入と、ご本人の署名をお願いします

平成 年 月 日 (本人署名) 氏名 _____

ご本人が署名できない場合は、次の項目もご記入ください

(代理人署名) 氏名 _____ 本人と代理人の関係 _____

住所 _____ 連絡先 _____

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

※今後、支援が必要な状態を確認するため、避難支援等関係者が訪問する場合がございますので、ご協力ください。なお、その際にもお金の振込みなどを求めることはありませんので、不審な点がございましたら、尼崎市までお問い合わせください。

避難行動要支援者名簿の情報提供に関する説明書

避難行動要支援者の情報を避難支援等関係者に提供し、災害時の避難支援や平常時からの避難体制づくりなどに活用する取り組みを行います。本説明書をお読みいただき、避難行動要支援者名簿情報提供の同意確認書（以下「同意確認書」という。）のご提出をお願いします。

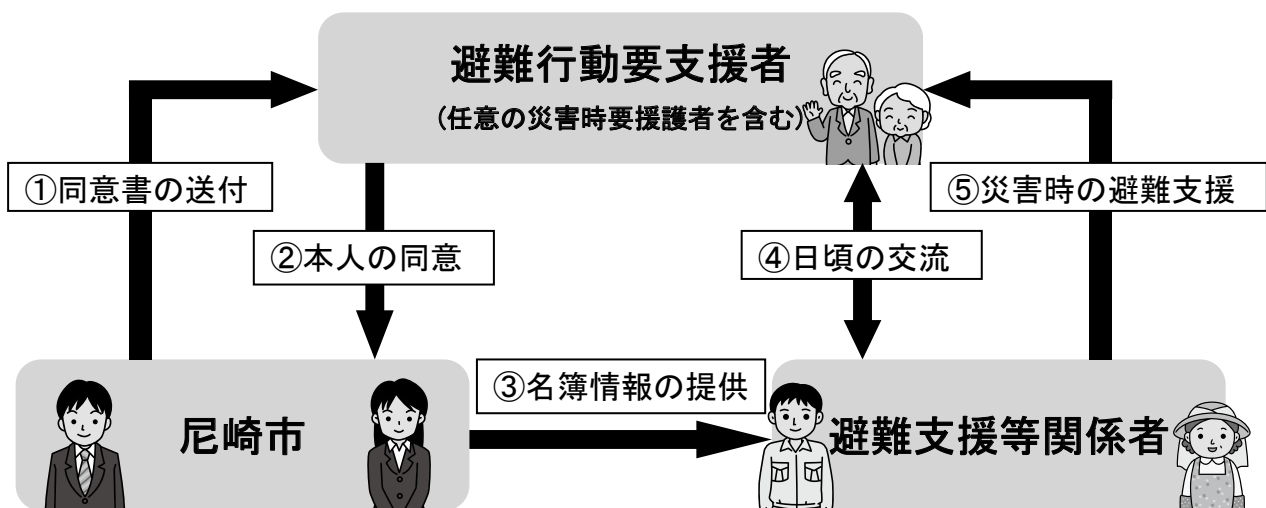
対象となる方について

この名簿情報の同意確認通知は、災害発生時に自ら避難することが困難であって、安全な場所へ避難するなどの行動に特に支援を要する方である、避難行動要支援者にお送りしています。

避難行動要支援者
介護保険制度の要介護認定者(要介護3以上)
身体障害者手帳を所持する者(1, 2級)
療育手帳を所持する者(療育手帳A)
精神障害者保健福祉手帳を所持する者(1級)
難病患者(特定医療費(指定難病)受給者等)
65歳以上のみ世帯(一人暮らし・夫婦等)
上記以外で特に配慮を要する者

避難支援の仕組みについて

平常時から、名簿情報の提供に同意された方の情報を、避難支援等関係者である警察、消防、民生児童委員、社会福祉協議会（自主防災組織・自治会）等に提供し、災害時の避難支援や平常時からの避難体制づくりなどに使用します。



身近な地域とのつながりについて

災害時の避難支援だけでなく、様々な地域の課題を解決するためには、地域コミュニティにおける活動の活性化が欠かせません。身近な地域に関心を持ち、互いにくらしやすい地域づくりを進めるため、町内会・自治会などの市民活動団体への参画をお願いします。

詐欺等にご注意ください！

本事業の手続きにあたり、尼崎市から申請料などのお金の振込みを求めることや、ATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることはありません。

よくある質問と回答（FAQ）

質問 情報の提供に同意した場合、必ず助けてもらえるのですか？

回答 災害時の避難行動の支援は、地域の「共助」の精神を基礎にして成り立っています。避難支援者自身や家族などの安全が前提であり、避難支援者の被災状況により支援が困難な状況も考えられるため、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。また、避難支援者は、避難行動要支援者を助けられなかったとしても、法的な責任を負うものではありません。

しかしながら、名簿情報の提供に同意することにより、災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まり、少しでも災害時の被害を減らすことができるため、ご理解とご協力をお願いします。

質問 どのような情報が支援者に提供されるのですか？

回答 避難支援等関係者に提供される情報は、「氏名」「生年月日」「性別」「住所」「電話番号などの連絡先」「要介護度、障害程度などの支援を必要とする理由」です。

質問 情報が提供される避難支援等関係者とはどのような方々ですか？

回答 避難支援等関係者とは、警察、消防、民生児童委員、社会福祉協議会（自主防災組織・自治会）であり、趣旨に賛同し協力していただける企業や社会福祉協議会に属していない町内会についても想定しています。なお、情報が提供される避難支援等関係者を選択することはできません。

質問 個人情報が漏えいすることはないのですか？

回答 名簿情報については、担当する地域の支援者に限り提供し、個人情報が無用に共有、利用されないよう指導します。また、支援者に対し、守秘義務が課せられていることの説明を行い、個人情報の適正管理を図ります。

質問 名簿情報の提供に同意しないと、助けてもらえないのですか？

回答 災害対策基本法に基づき、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、支援者その他の者に名簿情報を提供し、支援を行うよう協力を求めます。

その他の質問について

お分かりにならないことやご質問がありましたら、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】

尼崎市 健康福祉局 福祉課 地域福祉推進担当
電 話：06-6489-6348／F A X：06-6489-6329

避難行動要支援者の名簿情報の提供の流れ

① 名簿情報の提供に関する問い合わせ

- ・ 尼崎市 健康福祉局 福祉部 福祉課が問い合わせ窓口となります。

尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号 本庁中館 3 階

電話 : 06-6489-6348 / FAX : 06-6489-6329

② 名簿情報の提供範囲の決定

- ・ 福祉課と、社会福祉連絡協議会等の方との間で打ち合わせを行い、名簿情報の提供を受ける地域の範囲を決定します。
- ・ 福祉課では、提供する地域の避難行動要支援者を抽出して、提供する名簿情報を作成します。
(連絡協議会ごと、単位福祉協会ごとなど)



③ 個人情報の取扱いに関する説明

- ・ 代表の方に、個人情報の取扱いに関する説明を受けていただいた後、ご用意していただく書類をお渡しします。



名簿情報の提供までにご用意していただく書類

- ・ 「避難行動要支援者名簿情報に関する受領書兼取扱確認書」
 - ・ 「避難行動要支援者名簿情報取扱者届出書」
- ※名簿情報を取扱う者の住所・氏名・連絡先を、全員分記載していただきます。

④ 名簿情報の提供

- ・ 福祉課は、名簿情報を取扱う者の人数分の名簿情報を提供します。
- ・ 代表の方には、ご用意していただいた書類を提出していただきます。



区分	氏名	住所	年齢	性別	生年月日	携帯電話番号	身障	身障部位1	精神障害	難病	妊産・乳幼
連番	氏名	方書	年齢	性別	電話番号	ファックス番号	療育	身障部位2	要介護度	高齢世帯	整理番号
新規	アマガサキ タロウ	尼崎市東七松町1丁目●●●●	101	男	1916.04.01	09012345678	1級	視覚障害	1級	該当	妊婦
1	尼崎 太郎	▲▲マンション301号室			0664896348	0664896329		視覚			123456
継続	アマガサキ ハナコ	尼崎市東七松町1丁目●●●●	100	女	1917.11.11		2級	視力	2級	高齢独居	産婦
2	尼崎 花子				0664896348			視野			789012
変更							3級	聴覚平衡機能	3級	高齢のみ	乳幼児
3								聴覚			
4							4級	平衡機能	要支援1		
5								音声言語咀嚼	要支援2		
6							5級	音声言語			
7								そしゃく			
8							6級	言語	要介護1		
9								肢体不自由			
10							不明	上肢	要介護2		
11								下肢			
12								体幹	要介護3		
13							A	肢体判別困難			
14							B1	脳原性上肢	要介護4		
15								脳原性移動			
16							B2	内部障害	要介護5		
17								心臓			
18								腎臓			
19								呼吸器			
20								ぼうこう			
21								直腸			
22								小腸			
23								免疫			
24								肝臓			
25											
26											
27											
28											

避難行動要支援者名簿 個票 (案)

作成団体： _____ 作成日：平成〇〇年〇〇月〇〇日

整理番号：000000

ヨミガナ	〇〇〇〇 〇〇〇〇	住所	東七松町 1 丁目 23-1	
氏名	〇〇 〇〇	方書		
電話番号	06-6489-6348	ファックス番号	06-6489-6329	
携帯電話番号	090-0000-0000	メールアドレス	ama-fukushi@city.amagasaki.hyogo.jp	
性別	年齢	生年月日		
男	100	昭和 00 年 00 月 00 日		
要介護度	身体障害者手帳等級	身体障害部位 1	身体障害部位 2	
要介護 5	1 級	視覚障害	上肢	
療育手帳等級	精神障害者保健福祉手帳等級	難病	高齢者世帯	妊産婦・乳幼児
A	1 級	該当	高齢独居	乳幼児
特記事項				

身体 の 状況								
認知症	歩行 の 状態			視覚 の 状態		聴覚 の 状態		
(あり)	杖	歩行器	(車いす)	寝たきり	(全く見えない)	ほとんど見えない	(全く聞こえない)	(ほとんど聞こえない)

住宅 の 状況									
分類		構造		本人居住部分		エレベーター		外階段	
(戸建)	集合住宅	(木造)	鉄骨	(1階)	2階以上	あり	(なし)	あり	(なし)

支援 の 程度	
	他者の避難を手伝える
	1人で逃げられる
	声かけのみ必要
○	1～2人の手助けを必要とする
	3～4人の手助けを必要とする

緊急連絡先				
順位	氏名	続柄	連絡先	住所
1	〇〇 〇〇	子	00-0000-0000	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇-〇〇
2				

備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 階建てマンションの 3 階に居住。 ・ 同じマンションの 4 階に娘夫婦 (2 人家族) が居住。 ・ 非常時にエレベーターが動けば、1～2 人で対応可能。 ・ 毎週、月・水・金曜日は、〇〇デイサービスを利用。 ・ ケアマネジャー (〇〇さん) 〇〇居宅介護支援事業所 (TEL: 〇〇〇〇-〇〇〇〇)

マイ避難プラン (兼 緊急連絡票)

ここに記載している内容は、私の緊急時に利用することに同意します。

記入日：平成 年 月 日

私のこと

ふりがな		でんわばんごう 電話番号	じたく 自宅	-	-
しめい 氏名			けいたい 携帯	-	-
じゅうしょ 住所					
せいべつ 性別	おとこ <input type="checkbox"/> 男	おんな <input type="checkbox"/> 女	けつえきがた 血液型		がた 型
せいねんがっぴ 生年月日	めいじ <input type="checkbox"/> 明治	たいしょう <input type="checkbox"/> 大正	しょうわ <input type="checkbox"/> 昭和	へいせい <input type="checkbox"/> 平成	ねん がつ 日にち 年 月 日

緊急時の連絡先 (支援者などの連絡先)

緊急時の連絡先 ①	なまえ 名前	
わたし 私との関係	わたし 私の	でんわばんごう 電話番号
		-
緊急時の連絡先 ②	なまえ 名前	
わたし 私との関係	わたし 私の	でんわばんごう 電話番号
		-

医療や介護などの情報

かかりつけの病院 (医院)	めいしょう 名称	
たんとういめいまた 担当医名又は科目名	でんわばんごう 電話番号	-
		-
ふだんりよう 普段利用している介護などの事業所	めいしょう 名称	
そうだんいんとう 相談員等の担当者名	でんわばんごう 電話番号	-
		-

のみ薬など
例：降圧剤 (ARB など)、インスリン注射

持病など緊急時に知っていて欲しいこと
例：人工透析 (週3回)、車いすでの移動

避難する場所 (尼崎市防災ブックなどで確認しておきましょう。)

つなみとういちじひなんばしょ 津波等一時避難場所 例：〇〇マンション	ここに自宅から避難所までの地図を記入してください。
していひなんばしょ 指定避難場所 例：〇〇小学校	

尼崎市 市長 様

団 体 名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____ (印)

避難行動要支援者名簿情報に関する受領書兼取扱確認書

当会は、別表に定める地域の避難行動要支援者名簿情報の受領に関し、「尼崎市避難行動要支援者避難支援指針」の趣旨を理解するとともに、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、次のとおり取扱うことを確認します。

- ①避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための体制づくりに利用し、その目的以外で利用しないこと
- ②名簿情報が漏えい、滅失又はき損される等の事故（以下「事故」という。）を防止すること
- ③名簿情報を取扱う者を尼崎市に届け出し、それ以外の第三者に名簿情報を提供しないこと
- ④名簿情報を複写又は複製しないこと
- ⑤名簿情報の更新は、既に提供を受けた個人情報を含む文書及び電磁的記録に係る記録媒体との交換等により行うこと
- ⑥事故が発生したときは、直ちに尼崎市へ報告すること
- ⑦個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性を深く認識し、名簿情報を取扱う者に周知すること
- ⑧個人情報の管理・取扱状況について尼崎市から報告及び調査の求めがあった場合は協力すること

また、更新に伴って受領する避難行動要支援者名簿情報についても同様の扱いとします。

以 上

平成 年 月 日

尼崎市長様

団体名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____ (印)

避難行動要支援者名簿情報取扱者届出書

避難行動要支援者名簿情報に関する受領書兼取扱確認書の規定により、避難行動要支援者名簿情報を取扱う者を次のとおり届け出ます。

文 書 取 扱 者		
1	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
2	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
3	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
4	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
5	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	

文 書 取 扱 者		
6	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
7	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
8	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
9	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
10	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	

電 磁 的 記 録 取 扱 者		
1	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	

以 上

高齢者等見守り安心事業実施地区一覧表

平成29年4月1日時点

支部名	実施地区数	連協名	実施開始年度
中央	6地区	西難波北	平成22年度
		繁栄	平成23年度
		立花グリーンハイツ	平成23年度
		中難波	平成24年度
		北竹谷	平成25年度
		開明	平成27年度
小田	5地区	左門殿	平成22年度
		金楽寺	平成23年度
		潮江	平成24年度
		長洲	平成25年度
		神崎	平成27年度
大庄	15地区	浜田	平成23年度
		崇徳院	平成23年度
		大庄中央	平成23年度
		西立花	平成23年度
		西大島	平成23年度
		芋	平成24年度
		道意	平成24年度
		大庄西	平成24年度
		東大島	平成24年度
		東	平成25年度
		稲葉荘	平成25年度
		元浜	平成26年度
		今北	平成26年度
		武庫川	平成27年度
蓬川	平成28年度		
立花	5地区	富松	平成23年度
		生島西	平成23年度
		塚口本町	平成23年度
		塚口西	平成25年度
		生島	平成28年度
武庫	4地区	パークタウン西武庫	平成22年度
		武庫第2	平成25年度
		武庫第11	平成25年度
		武庫第8	平成28年度
園田	7地区	戸ノ内北	平成22年度
		小中島	平成23年度
		園田南	平成24年度
		園田北	平成25年度
		上坂部	平成25年度
		若王寺	平成26年度
		御園	平成27年度
全市	42地区		

尼崎市 避難行動要支援者名簿 情報提供同意者数 地区別一覧表

平成28年12月1日時点

	世帯数	人口	要配慮者 (災害時要 援護者)	避難行動 要支援者	情報提供 同意者	同意率
全市	228,229	463,662	133,006	95,700	52,613	55.0%
(内浸水域)	(60,059)	(115,149)	(35,430)	(26,692)	(14,538)	(54.5%)
中央	28,741	53,737	16,072	12,367	6,652	53.8%
(内浸水域)	(25,867)	(47,573)	(14,154)	(10,895)	(5,836)	(53.6%)
小田	37,684	75,921	23,038	16,622	9,251	55.7%
(内浸水域)	(24,566)	(48,934)	(15,133)	(11,123)	(6,197)	(55.7%)
大庄	27,371	54,784	17,320	13,234	7,351	55.5%
(内浸水域)	(5,957)	(11,494)	(3,786)	(2,859)	(1,579)	(55.2%)
立花	53,406	108,888	30,460	21,799	11,868	54.4%
(内浸水域)	(252)	(551)	(172)	(119)	(57)	(47.9%)
武庫	36,218	77,155	21,297	14,754	8,351	56.6%
(内浸水域)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
園田	44,809	93,177	24,819	16,924	9,140	54.0%
(内浸水域)	(3,417)	(6,597)	(2,185)	(1,696)	(869)	(51.2%)

※各地区の範囲については、社協支部基準ではなく、行政区域によるものです。

※世帯数及び人口については、平成28年4月1日時点の住民基本台帳登録者数の合計であり、推計人口とは異なります。

※浸水域は、南海トラフ巨大地震に伴う津波による浸水想定区域の居住者(住民基本台帳登録者)数です。